



大阪
社会
保険
時報

日本のかたち

繊細な感覚を持つ日本人は、自然の営みのなかから途轍もない美を生みだしている。生活用品の瓢箪も、実用性から心を込めて育て、かたちを整え乾燥させ、加工装飾をも施すその美意識の高さには驚かされる。日本人は、単なる道具に留まらず、自己の心を入れ創作し、生きる喜びを深く味う精神性を持った民だと思う。行脚で奉納する感謝と優しい心根は、いまでもなくなっていない。奈良の古寺の一隅で目にし、安らぎを覚える。本当に日本人でよかった。このような情景をいまからも追っていきたい。

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 従業員を採用したときは速やかに資格取得を!! ● 国民年金保険料は退職(失業)による特例免除があります!!
- ご存じですか? 学生納付特例制度 ● 平成25年1月末から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始します
- 協会けんぽからのお知らせ ・平成25年3月分からの協会けんぽの保険料率について
- ・7カ所の年金事務所内「協会けんぽ出張相談窓口」は閉鎖しています ・震災に伴う一部負担金免除制度を延長します ・限度額適用認定証をご利用ください
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました!
- 労務事務講習会 ● 年金事務講習会 ● 社会保険事務説明会 ● 第58回大阪府社会保険協会写真コンクール入賞作品決まる
- 卓球大会が開催されました ● 健康ウォーク開催について

職場内で回覧しましょう

従業員を採用したときは 速やかに資格取得を!!



被保険者となる人は

社会保険に加入している会社、工場、商店など（適用事業所）に常時使用されている人は、本人の意思や国籍、年齢、年金受給の有無等にかかわらず、健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

「常時使用されている人」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受けるといふ使用関係が常用的であることをいいます。

常用的雇用関係のパートタイマーの従業員は

パートタイマーなど短時間労働者については、使用関係が常用的雇用関係にあるか否かで判断しますが、判断の目安は、次のように勤務時間および勤務日数ともに基準を満たしたときに被保険者となります。

①1日または1週間の勤務時間が一般従業員の所定労働時間のおおむね4分の3以上であること。

②1カ月の勤務日数が一般従業員の所定労働日数のおおむね4分の3以上であること。

※ただし、これらは一つの目安であり、一律にこれにあてはめて機械的に決めるのではなく、就労の形態、内容を総合的に考えて判断します。

資格取得日は

被保険者の取得年月日は、就労することにより、その対価として報酬の支払いを受けることとなる事実上の使用関係が生じた日になります。

入社後、従業員としての適格性をみるため、就業規則等で一定期間の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法・厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」には該当しないため、その期間の初日が資格取得日になります。

資格取得届は、5日以内に

事業主は、従業員を雇用した場合は、その日から5日以内に「被保険者資格取得届」を管轄する年金事務所に提出してください。

届出が正しくされない場合、健康保険の給付が受けられなかったり、将来の年金にも影響が生じることがあります。

またその届出が遅れたりしますと遡及して資格を取得することとなり、保険料を一括して納めていただくとともに、その被保険者が厚生年金等を受給している場合には、支払われた年金の一部、または、全部を返納していただくこともありますので「被保険者資格取得届」は正しく速やかに提出してください。

添付書類

被扶養者がいる場合

→健康保険被扶養者(異動)届〔原則として、被保険者資格届と同時に提出〕

65歳までの定年再雇用の場合

次の書類を添付してください。〔被保険者資格喪失届と同時に提出〕

→以下の①と②両方または③(できるだけ①と②を提出してください)

①就業規則、退職辞令の写し(退職日の確認ができるものに限る)

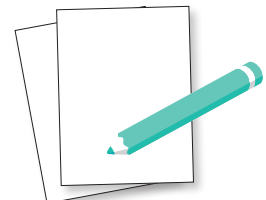
②雇用契約書の写し(継続して再雇用されたことが分かるものに限る)

③「退職日」および「再雇用された日」に関する事業主の証明書(事業主印が押印されているものに限る)

被保険者資格取得届出が60日以上遅延した場合

事実確認のため、次の書類を添付してください。

→賃金台帳(写)および出勤簿(写)



ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。



国民年金保険料は 退職(失業)による 特例免除があります!!



退職(失業)されたことにより、国民年金保険料の納付が
困難な場合には特例免除の申請ができます。

メリット①

保険料の全額が免除された期間についても、保険料の全額を納付した場合の年金額の2分の1が受けられます。

平成21年3月分以前は、保険料の全額が免除された期間の年金額が、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

メリット②

万が一の際にも
確かな保障!

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

メリット③

失業者の所得を除外して審査!
(7月から翌年6月分までが審査対象)

通常の申請免除は本人・同一世帯の世帯主・配偶者の前年の所得を含めて審査しますが、特例免除とは、対象となる失業された本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。(失業された方以外に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります)

審査の対象 となる所得

通常の免除 = ○申請者本人の前年所得 ○申請者の配偶者の前年所得 ○世帯主の前年所得

特例免除 = ~~○申請者本人の前年所得~~ ○申請者の配偶者の前年所得 ○世帯主の前年所得

(申請者本人が退職(失業)した場合)

手続き

特例免除は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、年金事務所または住民票のある市区町村役場へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出(郵送可)してください。

※この特例免除については、配偶者・世帯主が退職された場合も対象となります。

※申請書は市区町村役場、年金事務所にあります。

手続きに必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- 認め印(本人署名する場合は不要)
- 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

免除承認期間の追納のおすすめ

国民年金には、追納という制度があり、10年以内なら免除を受けた期間の保険料をさかのぼって納めることができます。

追納をすることにより老齢基礎年金の支給額が増額されます。

ただし、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた加算金がつき、納めていただく保険料が高くなりますので、お早めに納付されることをおすすめします。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

ご家族に学生がいらっしゃる皆さまへ

ご存じですか？

がくせい のう ふ とく れい せい ど 学生納付特例制度

国民年金の学生納付特例って…？

日本国内にお住まいの方は20歳になると国民年金への加入が義務づけられ、年金保険料の納付が始まります。所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があり、**学生納付特例制度**もその1つです。他の免除・猶予制度が本人だけでなく世帯主や配偶者の所得も審査するのに対し、本制度は**学生本人のみの所得審査**を行い、前年所得が一定基準以下であれば（1月～3月に申請される場合は前々年所得）、納付の猶予が承認されます。なお、申請により学生納付特例の承認を受ける期間は『4月～翌年3月まで』で、**年度ごと**に申請が必要です。引き続き本制度の利用をご希望の方は新年度になりましたら、忘れずに手続きをお願いします。



該当する対象者は…？

20歳以上の学生（次のⅠ・Ⅱに在学する昼間、夜間、定時制、通信制課程の学生）

- Ⅰ. 学校教育法に定められている大学（大学院）や短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている学校で、修業年限が1年以上の課程に限ります）
- Ⅱ. 政令で定める専修学校に準ずる教育施設（例：理容師・美容師養成施設、栄養士・調理師養成施設など）

※なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。

申請が承認されると…？

①将来の老齢年金の**受給資格**をみる場合に必要な期間に算入されます。

※**受給できる年金額**には反映されません。

②けがや病気などで障害者となった場合の障害基礎年金や死亡した場合の遺族基礎年金が保障されます。

※一定の受給要件があります。

③学生納付特例の承認を受けた期間は**10年以内**であれば古い順から順に**追納**（さかのぼって保険料を納め、将来受給する年金額を満額に近づけること）することができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は**経過期間に応じて当時の保険料に加算金がつきます**。

平成24年度の申請はお済みですか？

平成24年度（H24.4月～H25.3月）に学生である方の申請受付は**平成25年4月末日まで**です。この期間を過ぎると平成24年度の申請はできなくなってしまいますので、まだ申請をされていない学生さんで保険料の納付猶予をご希望の方は期限までに申請してください。

ご不明な点は…

年金に加入していらっしゃるご本人がお住まいの市区町村役場または住所を管轄する年金事務所までお問い合わせください。

平成25年1月末から

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始します

年金記録問題については

日本年金機構は、さまざまな手段を使って、持ち主が分からない記録の持ち主を探しています。

日本年金機構で、紙台帳にある記録とコンピューターの記録とを突き合わせ、持ち主不明の記録を本来の持ち主のものとするはもちろん、皆さまに「ねんきん特別便」をお送りし、お心当たりの記録についてお尋ねしてまいりました。しかしながら、いまなお持ち主が分からない「未統合の記録」が多数残っているのが現状です。

このたびの「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について

年金記録問題の解決なくして、わが国の年金制度に対する皆さまの信頼を回復することはできないと、日本年金機構では考えております。ただし、その解決については、皆さま1人ひとりのご理解とご協力が不可欠です。このため、手がかりがつかめない記録について、ご本人から心当たりの記憶を申し出ただき、1件でも多くの記録が本来の持ち主につながることを目指し、平成25年1月末を目途に、集中的な取り組み（キャンペーン）を開始します。

具体的には

- 年金受給者、被保険者すべてに個別に「ねんきんネット」利用のためのアクセスキーを郵送し、ご自身の記録確認を呼びかけます。
- もれや誤りが起こりやすいケースを分かりやすいチェックリストにまとめ、上記の郵便やリーフレットで周知し、気づきの機会をできるだけ増やします。
- 気になる年金記録がある方には、年金事務所等においていただき相談をお受けします。といった取り組みを行う予定です。

年金事務所等にご相談ください

ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのでとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

くわしくは日本年金機構 HP でご覧になれます。

HP アドレス : <http://www.nenkin.go.jp/>

約9人に1人、年金記録が見つかります

若い頃に勤めていた記録が見つかった

例

年額98万円→234万円

結婚前の旧姓の記録が見つかった

例

年額43万円→154万円

名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった

例

年額0円→137万円



協会けんぽからのお知らせ

平成25年3月分からの協会けんぽの保険料率について

平成25年度の大阪支部の健康保険料率・介護保険料率は、
据え置きとなり、変わりません

健康保険料率

10.06%

介護保険料率

1.55%

▶40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率に介護保険料率が加わります(合計11.61%)

特定保険料率、基本保険料率について

大阪支部の健康保険料率(10.06%)のうち、5.91%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、4.15%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

介護保険制度と介護保険料について

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みであり、公費(税金)や高齢者の介護保険料のほか、40歳から64歳までの健康保険の加入者(介護保険第2号被保険者)の介護保険料(労使折半)等により支えられています。

高齢受給者証(差し替え分)をお送りします

70~74歳の加入者ご本人、扶養のご家族が医療機関等を受診される際の一部負担金は、本来2割のところを、平成25年3月31日まで1割としていましたが、平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)においても、同様に据え置かれる軽減特例措置が継続することになりました。

それに伴い、健康保険高齢受給者証の『一部負担金の割合』の欄を『2割(ただし、平成26年3月31日まで1割)』と表記変更した新たなものを3月中旬から各事業所さまへ送付しております。

事業主・ご担当者さまにおかれましては、対象者の皆さまへ配布をお願いいたします。

ご注意：現役並み所得者(一部負担金の割合が「3割」と記載されている方)は、3割負担のまま変更がないため、上記の差し替えの対象とはなりません。

健康保険高齢受給者証	
平成 年 月 日交付	
記号	番号
被保険者 氏名	男女
生年月日	昭和 年 月 日
対象者 氏名	男女
生年月日	昭和 年 月 日
住所	
発行年月日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
一部負担金の割合	
所在地	□□□□□□□□□□
保険者 番号 名称 及び印	0000000000 □□□□□□□□□□ Tel.00(0000)0000

平成25年も被扶養者の再確認を行います

本年も5月末から7月までの間に被扶養者資格の再確認を行います。
事業所・加入者の皆さまのご協力をお願いいたします。

平成24年度の被扶養者資格の再確認により、約9万人の被扶養者が削減されたことにより、高齢者医療費支援金等への負担が35億円程度減額される見込みとなりました。
ご協力ありがとうございます。



協会けんぽからのお知らせ

7カ所の年金事務所内「協会けんぽ出張相談窓口」は閉鎖しています

協会けんぽ大阪支部は以下の7カ所の年金事務所内「協会けんぽ出張相談窓口」を平成24年9月28日（大手前については、平成24年4月27日）をもって閉鎖させていただいております。今後は大阪支部窓口、その他の年金事務所内出張相談窓口をご利用いただくか、郵送でのお手続きにご協力をお願いいたします。

大手前、天満、福島、堀江、難波、城東、平野



協会けんぽ大阪支部は、平成24年3月21日に、中央区から現在の西区鞆本町に移転しております。申請書等の送付、ご来所の際はご注意ください。

震災に伴う一部負担金免除制度を延長します

福島第一原発の事故に伴う警戒区域等の被災者の方（震災発生後に他市町村へ転出した方を含む）は、平成25年2月28日まで医療機関に受診された際「健康保険一部負担金等免除証明書」を窓口にて提示することにより一部負担金等が免除されておりました。

この期限を**平成26年2月28日まで延長します。**

3月以降はすでにお届けしている有効期限の更新した免除証明書をご使用ください。

なお、有効期限の切れた免除証明書はご使用できませんので、更新された免除証明書がお手元にない場合は協会けんぽ大阪支部にお問い合わせください。

限度額適用認定証をご利用ください

医療機関等での窓口負担額が軽減されます

●例えば1カ月の総医療費が100万円かったとき●

限度額適用認定証を提示しない場合

300,000円

300,000円（3割負担）を医療機関窓口で支払い、後日高額療養費の申請により、212,570円が払い戻されます。



限度額適用認定証を提示した場合

87,430円

87,430円（自己負担限度額）を支払い、後日の高額療養費の申請が原則不要となります。

【計算例】

1カ月の総医療費(10割)：100万円 所得区分：一般 窓口負担割合：3割

自己負担限度額：80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=87,430円

高額療養費：300,000円-87,430円=212,570円

- 限度額適用認定証のおかげで入院費が軽くなりました。
- 必要最低限の支払いで済んだので助かった。
- 高額療養費の申請だと、医療費が払い戻されるまでに時間がかかるので病院窓口で精算してもらえらる限度額適用認定証は非常に助かる。 などなど…



加入者さまに、限度額適用認定証のご利用をお勧めください。

※限度額適用認定証をご利用いただくには申請が必要です。申請書はホームページからダウンロードしていただくか、下記までご連絡ください。なお、認定証の送付には1週間程度かかりますので日程に余裕をもってご申請ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区鞆本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

インターネットサービス「ねんきんネット」で

将来の年金額を試算 できるようになりました!

ライフプランに合わせて
年金額の試算ができます!

記録の「もれ」や「誤り」の発見が
容易になります!

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の
年金額はいくらになるの?」
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度
の年金を受け取れるの?」
など、グラフでわかりやすく表示します。
※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませ
んの、あらかじめご了承ください。

いつでも、最新の年金記録が
確認できます!

「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」
などの内容がご自宅で確認できます!



具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)
61歳~64歳 795,000円
65歳~ 1,812,500円

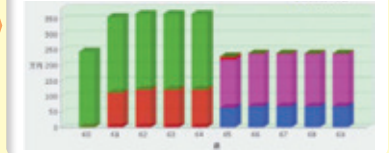
※60歳以降、厚生年金に加入され
ていない前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
65歳まで
給与 240,000円

見込額 (在職老齢年金)

61歳~64歳 637,500円
65歳~ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例
(厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)
380,600円

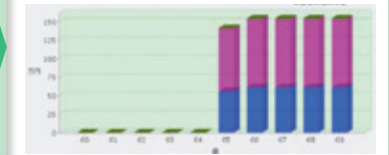
※これまでの加入実績のみでの
見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
60歳まで
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額

1,356,000円

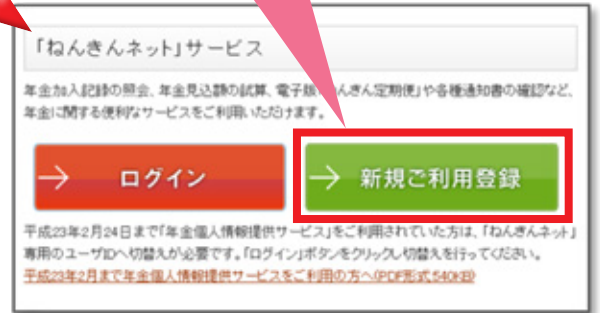


まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット (申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客様の誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度(土日、祝日を除く)かかります。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144

労務事務講習会

『実務に役立つ労働保険・社会保険の基礎』

事業所の事務担当者の方を対象に「労務事務講習会」を開催します。
～採用から退職まで いつ、どこへ、どのような手続きが必要なのか～

● **日程・場所・定員** 開催時間：午後1時30分～4時30分

- 平成25年5月8日(水) <内容は両日とも同じものです> (定員 各100名)
- 平成25年6月6日(木)

葉業年金会館 <中央区谷町6-5-4>

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏

● **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

● **参加費用** ●**会員事業所の被保険者等 無 料**
●**非会員事業所の被保険者等 1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● **申込の締切** 平成25年4月18日(木)必着

● **申込方法**

- ① 労務事務講習会 参加申込書(コピー可)
 - ② 平成25年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー
 - ③ 宛先を明記した返信用はがき
- ①～③を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。
- ④ 年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。(参加申込書の会員の有無の欄に○印を入れてください)
- 参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は抽選により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。
- ※お申し込みは1事業所1名様、どちらか1回になりますので、ご了承ください。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

----- キリトリ線 -----

④

労務事務講習会 参加申込書

事業所名称		健康保険被保険者証 記 号 ・ 番 号	
事業所所在地	〒 _____		
電話番号	(_____)	性別	男 ・ 女
(フリガナ) 参加者氏名			
参加希望日	月 _____ 日(_____)	会員の有無	会員 ・ 非会員

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

年金事務講習会

『実務に役立つ年金あれこれ』

事業所の事務担当者の方を対象に「年金事務講習会」を開催します。

～老齢・障害・遺族年金の給付について～

● **日程・場所・定員** **開催時間：午後1時30分～4時30分**

平成25年5月15日(水) 大阪府病院年金会館 <天王寺区六万体的町4-11> (定員100名)

講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏

● **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

● **参加費用** ● **会員事業所の被保険者等 無 料**

● **非会員事業所の被保険者等 1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。

なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● **申込の締切** **平成25年4月18日(木)必着**

● **申込方法** ① **年金事務講習会 参加申込書(コピー可)**

② **平成25年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー**

③ **宛先を明記した返信用はがき**

①～③を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

④ **年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。(参加申込書の会員の有無の欄に○印を入れてください)**

参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。

※お申し込みは1事業所1名様になりますので、ご了承ください。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

----- キリトリ線 -----

④

年金事務講習会 参加申込書

事業所名称		健康保険被保険者証 記号・番号	
事業所所在地	〒	-	
電話番号	()	性別	男・女
(フリガナ) 参加者氏名			
開催日	5月15日(水)	会員の有無	会員・非会員

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

社会保険事務説明会

【医療保険のしくみ・年金保険のしくみ】

新たに社会保険に加入された事業所の事務担当者の方、また新しく事務担当者になられた方を対象に「社会保険事務説明会」を開催します。

● **日程・場所・定員** 開催時間：午後1時30分～4時30分

平成25年6月13日(木) 大阪府病院年金会館 <天王寺区六万体的町4-11> (定員100名)

講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏

● **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

● **参加費用** ●会員事業所の被保険者等 無 料

●非会員事業所の被保険者等 1,000円

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。

なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● **申込の締切** 平成25年4月18日(木)必着

● **申込方法** ① **社会保険事務説明会 参加申込書**(コピー可)

② **平成25年度の協会年会費をお支払いいただいた領収書(控)のコピー**

③ **宛先を明記した返信用はがき**

①～③を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。

④ **注** 年会費の領収書のコピーがない場合は非会員事業所として取り扱いますので、参加費用1,000円が必要となります。(参加申込書の会員の有無の欄に○印を入れてください)

参加者には返信用はがきにより参加証を郵送します。なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。

※お申し込みは1事業所1名様になりますので、ご了承ください。

お申し込み
お問い合わせ先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

----- キリトリ線 -----

社

社会保険事務説明会 参加申込書

事業所名称		健康保険被保険者証 記号・番号	
事業所所在地	〒	-	
電話番号	()	性別	男・女
(フリガナ) 参加者氏名			
開催日	6月13日(木)	会員の有無	会員・非会員

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

第58回 大阪府社会保険協会写真コンクール

今回の応募作品について、日本写真家協会員・藤本俊一先生、全日本写真連盟関西本部委員長・富田健治先生と関係者により慎重に審査が行われ、次のとおり入賞作品が決定しました。

推薦

「祭りのひととき」

柳原 薫彦 コーセン建設(株)



入賞作品
決まる



特選

「銀杏と鹿」

金関 保雄 田中土建(株)



特選

「大漁」

中尾 義雄 (有)クローバー

特選

「ひと休み」

松岡 泰子 宏鉄工業(株)



推薦

「祭りのひととき」

柳原 薫彦 コーセン建設(株)

あどけない子供も、緊張には勝てないと見えて、大あくび。そんな一瞬を見逃さず、的確な構図とシャッターチャンスで捉えたのが素晴らしい。写真は映像で語る物語です。瞬間を撮影した映像が、このように全体の姿を定着し語っています。あどけない手に持つ菓子の袋や、コスチュームなど一つひとつの雰囲気が、やがて大人になるこの子の、懐かしい思い出として残されるのです。写真はこのような大きな役割を持ち、豊かな人々の生活に、複雑な社会の営みに関わり合っています。そんな大切な役割の一端を私たちは果たしてまいりましょう。

(藤本 俊一)

特選

「ひと休み」

松岡 泰子 宏鉄工業(株)

ひと休みするお稚児さんのなんともいえない表情が見る側の心を止めました。小指を口にくわえたあどけない少女の表情、お母さんでしょうか、和服姿の女性が柄の長いうちわであおぐ夏祭りのひと休みの情景を登場人物それぞれの魅力ある表情を女性らしい感性で掴み撮った優しさのある作品となりました。

(富田 健治)

特選

「大漁」

中尾 義雄 (有)クローバー

勇壮な荒海の中で、このような自然の一瞬を捉えたことに敬意を表します。小魚に群がるかもめの飛来を求め、全速で飛び込み、勇壮な漁の闘いに挑む漁夫の姿に、崇高な命を感じ、自然の営みに毅然とした使命を覚えます。無限な海の広がりの中で、一瞬の情景が、雄大な自然の狭間で移り行くのは、本当に厳しいの一言に尽きます。が、「大漁」のタイトルで救われました。この作品の持つ活動的な雰囲気は印象的だが、小さな船で命をかける漁師の魂に敬意を表します。

(藤本 俊一)

特選

「銀杏と鹿」

金関 保雄 田中土建(株)

爽やかな秋の奈良公園での一齣でしょうか。落葉のじゅうたんが広がる風光明媚な公園に、カメラ目線の鹿と、エサを求める鹿の仕草が面白い。珍しい光景を見つけた作者の感性はお見事です。チャンスをつかさず狙いシャッターを切った作者の手腕は素晴らしい。色調、構図ともバランスよく纏めた秀作です。

(富田 健治)

《入選》

松原 唯夫

「巨大すべり台の試練」堺商工会議所

大谷 美佐子

「ウオーッ!!」 (一財)関西棋院

辻岡 あんな

「未来を見つめて」 (株)関西工具製作所

西里 涼子

「春彩」 (株)三陽商会

松井 貞生

「微笑のひと時」 (有)サムズ

秦 晴夫

「宮出」 (株)三秦製作所

稲葉 太一郎

「年頃」 (株)加茂ゴム工業

盛田 耕次

「富有柿」 (株)モリトー産業

清水 智大

「嵐のあとの夕空」 アルマ電業(株)

池田 よつ子

「幸せに包まれて」 (株)ファミリーア

審査
総評

藤本 俊一

(日本写真家協会員)

写真の進歩に目を見張る思いがいたします。土台を築いたフィルムから、デジタル化の変革が相互補完して、素晴らしい技術効果を生み出し、私たちの写真世界に貢献してくれています。カメラやプリント等を含めた安定性にさらなる新時代の夢が訪れるでしょう。

今回の審査にあたり、語る写真、夢を見させる写真など「写真語」を感じさせる作品を中心に審査いたしました。映像は散文詩であり、音楽、絵画、文学まで内容を包含し、私たちの創作活動を支えているのです。

一点でも輝き・響きを感じさせる作品は、私たちの心に届き、深く共感を覚えます。高度な撮影技術よりも、素朴な何かを伝えようとする、語りのある作品に出会うと嬉しくなり、応募作品に審査員が、心を入れて会話をしているのです。もっと、このような一瞬を語る作品をつくり、写真文化を盛り立ててください。期待しています。

佳作については紙面の都合上、作品名・氏名等は省略させていただきます。

卓球大会が開催されました

第57回大阪府社会保険協会卓球大会が、2月11日(月/祝)ボディメーカーコロシアム(大阪府立体育会館)第1競技場において開催されました。白熱した好ゲームが繰りひろげられました。結果は次のとおりです。



個人戦

男子の部
 優勝 川本 浩司 <(社福) 幸聖福社会 藤ミレニアム>
 準優勝 江藤 真伍 <(社福) 幸聖福社会 藤ミレニアム>
 第3位 福岡 弘人 <(株)西田秀鉄工所>
 第3位 阪田 俊平 <(株)西田秀鉄工所>

団体戦

男子の部
 優勝 (株)西田秀鉄工所
 準優勝 (株)社会保険研究所
 第3位 (社福) 幸聖福社会 藤ミレニアム

女子の部
 優勝 廣島 亜紀 <(株)社会保険研究所>
 準優勝 桑原 真帆花 <(社福)幸聖福社会 藤ミレニアム>
 第3位 大田 千晴 <(社福)幸聖福社会 藤ミレニアム>
 第3位 木岡 真椰 <(株)社会保険研究所>

女子の部
 優勝 (株)社会保険研究所 (A)
 準優勝 (株)社会保険研究所 (B)
 第3位 (社福) 幸聖福社会 藤ミレニアム

健康ウォーク 開催について 春の公園巡り

- 主 催 大阪ウォーキング連合
- 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会
- 開 催 日 平成25年4月13日(土) ※雨天決行
- 集合場所・時間 地下鉄/御堂筋線 なかもず駅 午前10時00分集合
- コ ー ス なかもず駅→イオンモール堺→吾彦大橋→長居公園→長池公園→桃ヶ池公園→松虫通→天王寺公園→地下鉄・天王寺駅 } **約12km**
 ※解散は午後3時頃の予定
- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方および被扶養者(健康保険組合の被保険者および被扶養者も含まれます)。
 ※ただし、小学生以下は保護者同伴で完歩できる方に限ります。
- 参加費用 無 料
 参加申込書(コピー可)に記載のうえ、当日受付にご提出ください。
 【持参されないと有料(500円)になりますのでご注意ください】
- 携 行 品 弁当・水筒・雨具のほか歩きやすい服装
- お問い合わせ先 (一財)大阪府社会保険協会
 〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階 電話 06-6445-3013

キトリ線

「健康ウォーク」参加申込書

氏名(代表者)		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳
氏 名		男・女	歳

代表者勤務先名称 _____ 電話 (_____)

勤務先住所 〒 _____

※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

主 催 大阪ウォーキング連合 後 援 一般財団法人 大阪府社会保険協会